

伊予市立伊予中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第十三条の規定及び、いじめ防止等基本方針(平成29年3月14日改定)に基づき、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を確立し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するために、次のとおり基本方針を策定する。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のために対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【学校のいじめに対する基本認識】

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識に立ち、

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や諸機関との連携協力に努める。

そのために、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

【PTA・地域】

- 家庭訪問や学校だより、学級通信等により、緊密な連携を図る。
- PTAや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて対策を進める。
- 学校いじめ防止基本方針等を公表し、PTAや地域住民の理解を得るよう努める。

【いじめ対策委員会】

いじめ防止等を実効的に行うために設置する。

〈構成員〉校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、当該学級担任

【関係機関】

- いじめ問題の解決のために、市教委との連携を密にするとともに、学校警察連絡協議会等を通じて伊予警察署等の地域関係機関と連携・協力体制を図る。
- 犯罪と認められる事案は、関係機関に相談し、連携して対応し、生命・身体が脅かされる場合は直ちに通報する。

【いじめ防止】

—いじめを生まない土壌づくり「互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり」—

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加し活躍できる学校づくりのために、「私たちの信条」の実践を継続する。
- 「五かけ」の教育(目・声・心・願い・時間)を大切にし、自己有用感や成就感、達成感を味わわせる温もりと厳しさのある学級経営や教育活動を展開する。
- 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために、人権教育や道徳教育、体験活動、コミュニケーション活動、情報モラル教育等の充実を図る。
- 「分かる・考える・伸びる」授業による授業改善を進め、すべての生徒が参加・活動できるユニバーサルデザインの学習の日常化を図る。
- 地域・保護者・生徒・教職員が一体となった開かれた学校づくりの推進などを積極的に展開し、PTAや地域関係者との連携を図る。

【早期発見】

—生徒の変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない—

- 生徒の声に耳を傾ける。
(月1回アンケート調査、個別教育相談、チャンス相談、あゆみ指導など)
- 生徒の行動を注視する。
(グループ形成観察、ネットパトロール、教職員相互での情報共有など)
- 保護者と情報を共有する。
(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTA活動、アンケート、SCの活用による相談活動など)
- 地域と日常的に連絡する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有など)

【いじめに対する措置】

いじめ情報のキャッチ

- その時、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。
- 直ちに、学級担任、学年主任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

正確な実態把握

指導体制・方針決定

生徒への指導・支援

今後の対応

- 当事者双方、周りの生徒から聞き取り、記録する。
- 個々に聞き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめ全体像を把握する。

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 中心となって対応する教職員の役割分担を考える。
- 犯罪と認められる事案は、市教委や関係機関との連携を図り、生命・身体が脅かされる場合は直ちに通報する。対応窓口の決定。

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- 必要がある場合は、別室での学習措置を講ずる。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、いじめは決して許されない行為であるという人権意識を持たせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な状況や対策を話す。
- トラブルに発展しないよう、情報を関係保護者と共有し、解決への協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

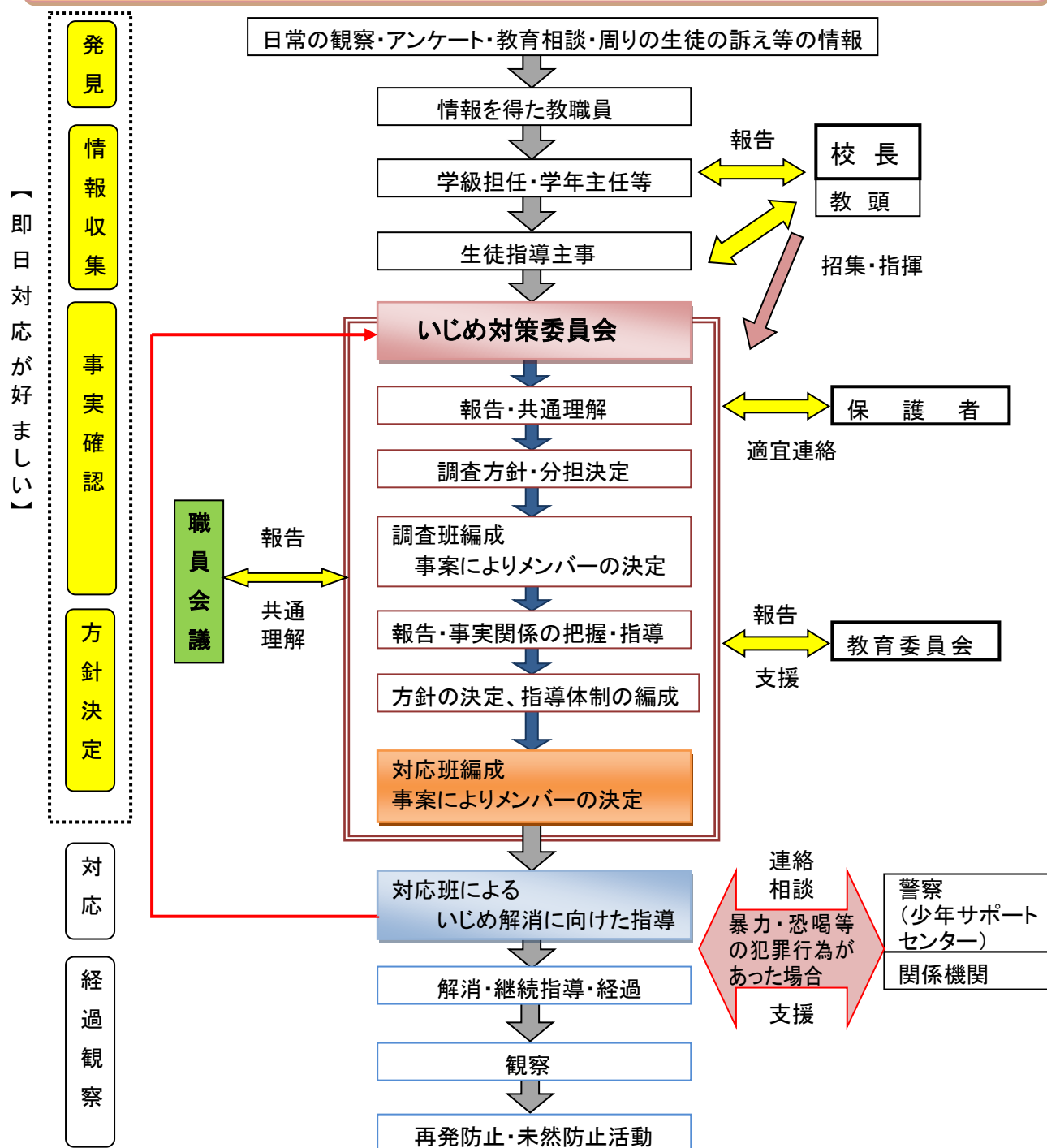
- 継続的に指導や支援を行う。
- SC等の活用を含めて心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営や学年経営に努める。
- 全教職員でのサポート体制を整える。

- 「いじめ対策委員会」の招集
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守る体制を整備する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気づきましょう。 ○ 子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し協力して同一步調で取り組みましょう。 ○ けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○ 我が子が「いじめる側」にならないよう話を聞いて聞かせましょう。
地域に求めること	○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。 ○ いじめやしてはならない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 地域や学校の行事に積極的に参加しましょう。 ○ 子どもたちは「南伊予の宝」です。地域の子どもにとって心とむ場としましょう。

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ



- ❑ いじめの事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。
- ❑ いじめの解消に向けて取り組むに当たっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討・協議し慎重に対応することが必要である。

生命・身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ❑ 速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。校長が中心となり、学校全体で組織的に対応するとともに、「緊急いじめ対策委員会」を設置し、迅速に事案の解決にあたる。
- ❑ 事案によっては、マスコミ対応や緊急保護者説明会の開催が考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。